

○茅野市新型コロナウイルス感染症に係る消毒費補助金交付要綱

令和3年4月28日

告示第128号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会生活を早期に復旧し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の拡大の影響による市内事業者及び市民の負担軽減を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症に罹患した者が勤務し、又は居住する事業所、住居等（以下「事業所等」という。）の消毒に要する経費に対して、予算の範囲内で茅野市新型コロナウイルス感染症に係る消毒費補助金（以下「消毒費補助金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 消毒費補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 市内に事業拠点を有する事業者又は市内に住所を有する個人
- (2) 新型コロナウイルス感染症に罹患した患者が発生したことに伴い、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の指示に基づき、令和3年4月1日以後に、当該事業所等を消毒専門業者に委託して消毒を実施した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(交付の対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、事業所等の消毒の委託に要する経費とする。

2 補助対象経費には、消費税及び消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10とする。ただし、30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、補助対象経費から国等の補助金の額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業所等の消毒の完了後速やかに、茅野市新型コロナウイルス感染症に係る消毒費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは茅野市新型コロナウイルス感染症に係る消毒費補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、交付しないものと決定した場合は茅野市新型コロナウイルス感染症に係る消毒費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは速やかに、補助対象者が指定する金融機関口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は事業所等に立ち入り調査することができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年度の補助金の申請分から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金交付の決定を受けた者における第7条及び第8条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。